

グリーン熱認証事務取扱要領

1. 要領の位置付け

本要領は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が行うグリーンエネルギー認証業務のうちグリーン熱認証業務に関する事務手続きについて規定するものである。

2. 認証の手順

2-1 熱設備の認定

- (1) グリーン熱（証書）を発行する事業者は、熱量の認証に先立ち、機構に対して熱設備認定の申請を行う。
- (2) 認定申請に際しては、以下の書式を提出するものとする。なお、以下の文書は「グリーン熱認証基準（B-09-30）」及び「グリーン熱認証基準解説書（C-09-03）」に記載されている要件を満たすことを示す文書であることに留意して、申請書を作成すること。

- (a) グリーン熱設備認定申請書（附属書 1）
- (b) グリーン熱設備概要書（附属書 2）
- (c) グリーン熱の認証要件に関する誓約書（附属書 3）
- (d) グリーン熱の認証要件に関するチェックリスト（附属書 4）
- (e) グリーン熱の認証可能熱量の確認方法（附属書 9）
- (f) グリーン熱遠隔検針システム基準適合説明書（附属書 18）

※遠隔検針によるデータ収集システムを通じて計量値等の確認を行う場合

なお、新規申請事業者による申請案件の場合、上記申請資料に加えて、企業概要説明資料および事業スキーム説明資料を提出する。

- (3) 機構は申請を受け付けた後、過去に類似性があると機構が判断した申請案件については、書面審査を実施し、2-1（4）に合致するか否か判断を行う。
一方、過去に類似性がないと機構が判断した案件または新規申請者による申請案件の場合、機構は必要に応じ専門家の意見を伺うものとする。
- (4) 機構は、認定申請に基づき提出された内容について、以下の項目につき審議・検討を行う。
 - (a) 申請設備が、別途定められたグリーン熱認証基準に適合していること
- (5) 認定申請に基づき提出された内容および機構での審議・検討内容、並びに設備認定結果については、適宜関係者・外部へ開示する。

- (6) 機構は、提出された内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。
- (7) 機構は、認定する施設に対し認定番号を付与し、認定内容を速やかに申請者に通知し、「グリーン熱設備認定証」(附属書 5)を発行する。認定番号の付与は「3. 認定番号・シリアルナンバーの設定要領」で示した方法で行う。
- (8) 機構は、機構のホームページ上で、認定結果・関連情報を開示する。
- (9) 機構は、熱設備の認定後にその認定内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。
- (10) 申請者は、認定済熱設備について、認証可能熱量の確認方法等に変更がある場合、熱事業者から情報の提供を受けて、あらかじめ機構に対して「認定済熱設備の変更申請書」(附属書17)により変更申請を行う。
簡易な変更については、直近の熱量認証申請の際に変更内容の報告を行うことにより、変更申請の手続きを省略できるものとする。
- (11) 設備認定を取得した申請者は、認定済のグリーン熱設備について下記の理由等が生じた場合は、「認定済熱設備の設備認定取消し申請書」(附属書 19)に「グリーン熱設備認定証」(原本)を添えて、機構に認定済熱設備の取消しの申請を行うものとする。
 - a) 熱事業者と証書発行事業者とのグリーン熱認証に係る契約において、当該事業者間の契約、または当該熱設備についての契約が終了、廃止されたもの
 - b) 老朽化等により、熱事業者が当該熱設備を廃棄したもの
 - c) 当該熱設備が、風水害、地震、火災等の災害等、熱設備の損傷により、認証可能熱量の発生が物理的に困難となってから1年以上が経過し、なお熱生成の開始の見込みがないと判断されるもの
 - e) 当該熱設備において、5年以上の間熱量認証申請が行われておらず、今後も申請の予定がないもの

2-2 熱量の認証

- (1) グリーン熱の認証を申請する事業者は、機構に対して認定を取得した熱設備による熱量認証の申請を行う。
- (2) 認証申請に際しては、以下の書式を提出するものとする。

- (a) グリーン熱認証申請書 (附属書 6)
- (b) グリーン熱認証対象熱量報告書 (附属書 7)

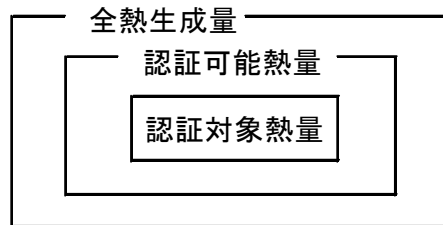
必要に応じ、認証対象熱量とともに全熱生成量と認証可能熱量を併記する。

全熱生成量とは、認定されている熱設備から生成された全ての熱量。(助燃材(再生可能エネルギーでないもの)による熱生成量等の“グリーン”でない熱も含む。)

認証可能熱量とは、全熱生成量から助燃材(再生可能エネルギーでないもの)による熱量や補機類での使用量を差し引いた熱量で、グリーン熱認証基準により規定される熱量。

認証対象熱量とは、認証可能熱量のうち当該期に申請されるグリーン熱証書発行の対象となる熱量。

- (c) グリーン熱受け入れ実績報告書 (附属書 8) 又は認証可能熱量の確認方法 (附属書 9)
※熱が所内消費される場合は、附属書 9 とする。



機構は熱量認証申請を受け付けた後、書面審査を実施し、2-2(3)に合致するか否か判断を行う。

- (3) 機構は、認証申請に基づき提出された内容について、以下の項目につき認証を行う。
 - (a) 提出された熱生成実績を確認する書類により、申請された熱量が妥当であること
- (4) 熱量認証申請に基づき提出された内容および機構での審議・検討内容、並びに認証結果については、適宜関係者・外部へ開示する。
- (5) 機構は、提出された内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。
- (6) 機構は、過去申請した対象期間との重複がないことを確認した上で、最長1年の対象期間の申請を受け付けることができる。ただし1年という上限については、認証可能熱量を算定する積算熱量計の検針日等の関係による多少の超過を許容できるものとする。
- (7) 機構は、認証した熱量実績に対してシリアルナンバーを付与し、認証結果を速やかに申請者に通知し、「グリーン熱量認証証明書」(附属書 10)を発行する。
 - (a) ナンバー付与の基本単位は 1MJ とする

(b) シリアルナンバーは、「3. 設定番号・シリアルナンバーの設定要領」に示した方法で設定する

- (8) 機構は、機構のホームページ上で認証結果・関連情報を開示する。
- (9) 申請者は、各年の 3, 6, 9, 12 月の月末時点におけるグリーン熱証書の契約ごとの状況（以下「証書関連情報」という）を、原則として四半期ごとに機構へ電子媒体で提出しなければならない。機構は契約ごとに管理番号を発行し申請者に通知しなければならない。また、その内容について変更があった場合は、申請者は機構へ報告しなければならない。機構は、シリアル番号ごとのグリーン熱証書所有者、認証熱量及び認証年月日の情報を機構のホームページ上で開示する。
- (10) 申請者は、証書関連情報について管理責任者を定め、機構に登録しなければならない。管理責任者には、原則管理職であることを条件とする。また当該情報についての管理体制図を作成し、機構に提出しなければならない。
- (11) 機構は、熱量の認証後にその認証内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求める、あるいは現地調査を行うなどの対応を行うものとする。
- (12) 機構は、申請者から提出された証書関連情報と機構が保有する関係情報とを比較精査した後、必要があれば証書関連情報を提出した申請者に説明を求めることができる。申請者は機構の要請に対し協力しなければならない。
機構は提出された証書関連情報についての説明を聴取した後、問題があると判断したときは、文書で申請者に問題を指摘し証書関連情報の訂正と再提出を求めることができる。
機構は再提出された証書関連情報に問題がないことを確認した後は、当該申請者に速やかに自発的に適当な方法で事実関係等を公表するよう求めることができる。
申請者は機構の要請に意義がある場合には、機構に対し「グリーンエネルギー認証諮問委員会の審議を求める申請書」（附属書 14）を提出しなければならない。
- (13) 機構は、当該申請者が証書関連情報の訂正と再提出について事実関係等の公表をするまでの間、当該案件と異なる新規の申請を提出した場合には、新規の申請の審査を留保することができる。
- (14) 設備認定を取消しされたグリーン熱設備による熱量認証は、設備認定の取消し申請日以前に認証されたもののみ有効とする。
従って、設備認定取消し申請日時点で申請中、ならびにそれ以降に申請の熱量は認証されない。

2-3 認定済熱設備および認証済熱量の名義変更の承認

- (1) 他の事業者が認定を取得した熱設備を用いて、グリーン熱（証書）を発行しようとする事業者は、

他の事業者が認定を取得した熱設備または認証を受けた熱量の権利移転に先立ち、当該の他の事業者と共に機構に対して名義変更の承認申請を行う。

但し、認証を受けた熱量における権利移転の範囲は、1回の申請における認証単位ごとの熱量全量に限る。

- (2) 認定済設備の名義変更申請に際しては、以下の書式を提出するものとする。
なお、名義変更後は2-3(1)の申請を行った事業者が熱量認証の申請を行う。
 - (a) グリーン熱認定設備の名義変更申請書(附属書11)
 - (b) グリーン熱の名義変更に関する誓約書(附属書12)
 - (c) グリーン熱の認証要件に関するチェックリスト(設備認定申請時の写し)
 - (d) グリーン熱設備認定証(設備認定時の原本)
- (3) 認証済熱量の名義変更申請に際しては、以下の書式を提出するものとする。
 - (a) グリーン熱認証熱量の名義変更申請書(附属書13)
 - (b) グリーン熱量認証証明書(熱量認証時の原本)
- (4) 機構は、名義変更の対象となる熱量が他の事業者が過去の一対象期間に認証を受けた熱量の全量であることを確認した上で、名義変更申請を受け付ける。
- (5) 機構は、名義変更申請に基づき提出された内容について、以下の項目につき承認を行う。
 - (a) 提出された書類により、申請された名義変更が妥当であること
- (6) 機構は、提出された内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。
- (7) 機構は、承認結果を速やかに申請者に通知し、必要に応じ「グリーン熱設備認定証」(附属書5)、「グリーン熱量認証証明書」(附属書10)を発行する。
- (8) 機構は、機構のホームページ上で必要とされる関連情報を開示する。また、名義変更にかかわるグリーン熱(証書)を販売する両事業者も、自身のホームページサイト上で必要とされる関連情報を開示する。
- (10) 機構は、認定済熱設備および認証済熱量証書の名義変更申請認可後にその認可内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求める、あるいは現地調査を行うなどの対応を行うものとする。

2-4 熱設備の認定、熱量の認証、または認定済熱設備および認証済熱量の名義変更に係る虚偽の報告について

- (1) 機構は、熱設備の認定、熱量の認証、または認定済熱設備および認証済熱量の名義変更に関して、次に掲げる場合に、申請者に改善を求める勧告を行うこととする。
 - (a) 申請者が、熱設備の認定申請時における附属書 1～4、熱量の認証申請時における附属書 6～10、または認定済熱設備および認証済熱量の名義変更申請時における附属書 11～13 に よって、機構に提出した内容に疑義が生じ、2-1 (6)、2-2 (5)、または2-3 (7) に記載の対応により申請者が虚偽の報告を行っていると機構が判断した場合
 - (b) 熱設備の認定後のその認定内容、熱量の認証後のその認証内容、または名義変更承認申請 認定後のその認定内容に疑義が生じ、2-1 (9)、2-2 (11)、または2-3 (10) に記載の対応により申請者が虚偽の報告を行っていると機構が判断した場合
- (2) 申請者が2-4 (1) の勧告に従わないと機構が判断した場合、機構は当該申請者の申請を受理 しない、あるいは熱設備の認定、および熱量の認証結果を全て無効とし、その旨を当該申請者に 速やかに通達するものとする。以降、機構は当該申請者による熱設備の認定、および熱量の認証 に関する申請を受理しないものとする。
- (3) 2-4 (1) および(2) の事項に関連して、第三者に対する経済的負担が生じた場合、機構は、 その一切の責任を負わない。

2-5 第三者からの指摘があった場合の機構のとることができる対応等について

第三者から機構にグリーンエネルギー認証制度等について問題の指摘が行われた場合には、グリーン エネルギー認証制度が人々の善意と信頼により支えられている仕組みであることに鑑み、必要があ れば機構は、当該指摘に関係すると判断された関係者に事実関係の照会を行うことができる。事実関 係の照会により問題の所在が明確化できた場合には、機構は関係者に当該問題を是正するために必要 な措置を要請することができる。また機構はその経緯をグリーンエネルギー認証諮問委員会に報告し なければならない。

この際関係者が機構の要請に意義がある場合には、グリーンエネルギー認証諮問委員会での審議を 要請することができる。その場合には2-2 (12) の規定を準用する。なお機構は問題の指摘をし た第三者が、そのことにより不利益をこうむることのないよう配慮しなければならない。

2-6 申請後一定期間経過した申請案件の取扱について

機構に受理された申請について、機構の責めに帰すべき理由によらないで、申請後6ヶ月が経過し ても認定又は認証が行われなかった場合、機構は申請者に通知の後、申請を取り消すことができると

のとする。

機構の判断に異議のある場合、申請者はグリーンエネルギー認証諮問委員会での審議を要請することができる。その場合には2-2-(12)の規定を準用する。

3. 設定番号・シリアルナンバーの設定要領

3-1 認定番号

- (1) 認定番号は、以下の内容が明確になる様な表記とする。
- (a) グリーン熱であることを示す記号
 - (b) 認定年度
 - (c) 熱の種別
 - (d) グリーン熱設備の認定番号（連番）
- (2) グリーン熱であることを表記するため、設備認定番号の頭にHを付ける。
- (3) 認定年度の表記は、西暦の下二桁を表記する（例：2009年度=09）。
- (4) 熱の種別の表記はアルファベット一文字で表記する。各種グリーン熱の表記は下記の通りである。
- (a) 太陽熱：S
 - (b) 雪氷エネルギー：C
 - (c) バイオマス熱：B
- (5) グリーン熱の認定番号の表記は、同一年度内において、認定を受けた熱設備毎に連番で数字3桁を用いて表記する（例：001）。
- (6) 認定番号表記例

H 09 S 001

グリーン熱 2009年度 太陽熱 2009年度第一
であることを 認定 番目の認定設備
示す記号

3-2 シリアルナンバー

(1) シリアルナンバーは、以下の内容が明確になる様な表記とする。

- (a) 設備認定番号
- (b) 熱生成期間
- (c) グリーン熱の認証番号(連番)
- (d) 申請者コード

(2) 設備認定番号は、「3-1 認定番号」を用いる。

但し、太陽熱ファーム内で対象とする熱生成期間が統一されていない場合は、ファーム内で熱生成期間を統一するまでの一時的な措置として、基本となる熱生成期間と異なる設備について、設備認定番号の後に識別記号としてアルファベット(a~z)を表記することができる。

(例：H09S018-a-0104-0203・・・、H09S018-b-0104-0203・・・)

(3) 熱生成期間の表記は認証対象期間の開始月と終了月をそれぞれ4桁の数字で表しハイフンを挟んで表記する。ただし、対象期間の開始日が月末などの場合は、便宜上開始月を翌月と表記する場合もある。(例：2009年4月から2010年3月の場合、0904-1003)

(4) グリーン熱の認証番号の表記は、同一熱生成期間ごとに連番で数字9桁を用いて表記する(例：000000037)。

(5) 申請者コードの表記は、アルファベット(A~Z)1桁、数字2桁を用いて表記する(例：C12)。

(6) シリアルナンバー表記例

H09S017-0904-1003-000000001C01

設備認定番号

2009年4月1日から
2010年3月31日が
熱生成期間

左記熱生成期間で設備
認定番号の第1番目の
認証単位

申請者コード

4. 証書発行事業者マークの届出

- (1) 申請事業者は、グリーン熱証書を発行する際に添付する証書発行事業者マークを、「証書発行事業者マーク届出書」(附属書 15)の様式に従い、マークの電子データとともに機構に届出なければならない。届出は申請事業者が初回の熱設備認定を受けた後に行うことを原則とするが、その時点で証書発行事業者マークを作成していない場合には少なくとも初回の熱量認証申請の際に届出を行うものとする。
- (2) 申請事業者は、証書発行事業者マークを変更ないし追加する場合には、当該マークを添付したグリーン熱証書を発行する前に、「証書発行事業者マーク変更届出書」(様式 16)に従って機構に届け出なければならない。
- (3) 機構は、機構のホームページ上で申請事業者名と証書発行事業者マークを公開するものとする。

5. 証書発行事業の譲渡

- (1) 証書発行事業者の事業を他の者が譲り受ける場合には、グリーン熱証書事業に関する一切の業務、権利および義務を継承するものとする。
- (2) 事業の譲渡を受けようとする者は、「事業継承申請書」(附属書 23)および「事業譲渡申請書」(附属書 24)並びに関係書類を機構に提出しなければならない。
- (3) 事業を譲り受ける者は、既存の証書発行事業者でない場合、前項の書類に加えて、2-1-(2)に定める新規申請者が提出する資料と同様の資料を提出しなければならない。
- (4) 前項に規定する者は、事業譲渡が承認された後に、新たに証書発行事業者として、機構と契約を結ぶものとする。
- (5) 事業譲渡が承認された日をもって、事業を譲渡する証書発行事業者と機構は契約を終了させるものとする。

6. 証書発行事業の廃業

- (1) 機構に登録した証書発行事業者が、他の事業者に事業を承継させることなくグリーン熱証書事業を止める場合（以下「証書事業の廃業」という）は、証書事業の廃業をする前に「グリーン熱証書事業の廃業届出書」（附属書 20）に「グリーン熱設備認定証」（原本）を添えて機構に提出しなければならない。

また、当該証書発行事業者が、個人が所有する太陽熱等の複数の熱設備で構成される熱事業者（ファーム等）を扱っている場合は、契約している個人が所有する太陽熱事業者等のうち継続してグリーン熱価値を証書化する希望を有するものを確認し、「家庭用太陽熱事業者等の継続意思確認結果報告書」（附属書 21）で機構に報告しなければならない。

機構は提出された文書について説明を聴取し、問題があると判断したときは訂正と再提出を求めることができる。

当該証書発行事業者は自己の関係するすべての認定熱事業者に対して、証書事業の廃業の連絡を、「グリーン熱証書事業の廃業通知」（附属書 22）の内容を含む文書で行うものとする。

機構は当該証書発行事業者の登録を抹消したときは、その旨を機構のホームページ等で公表するものとする。

当該証書発行事業者を通じて設備認定された設備は、(1) で定めた手続により証書発行事業者の登録が抹消された日から 6 ヶ月以内に、機構に登録された他の証書発行事業者を介して機構に事業継続の申請があれば、これを認めるものとする。その場合の取扱いは、グリーン熱設備の名義変更に準じるものとする。

設備認定の申請を行った証書発行事業者が登録を抹消された日から 6 ヶ月を超えても、上記の事業継続の申請がない設備について、機構は設備認定を取り消すことができる。その場合、機構は運営委員会に報告するとともに、速やかにホームページ等で公表するものとする。この設備認定取り消しの手続きは、熱事業者が事業継続の意思を有しない場合は 6 ヶ月を待つことなく行なうことができる。

なお、個人が所有する太陽熱等を扱っている証書発行事業者が証書事業の廃業をする場合、(1) で定めた「家庭用太陽熱事業者等の継続意思確認結果報告書」（附属書 27）に記載されたグリーン熱価値を証書化する希望を有する個人が所有する太陽熱事業者等について、機構は個人が所有する太陽熱等を扱っている他の証書発行事業者に、上で定めた設備認定の申請をする意思の有無を確認し、申請の意思が確認された場合にはその事業者の名称、住所、連絡先を機構のホームページに掲載するものとする。

- (2) 当該証書発行事業者が証書化していない認証済熱量については、機構は、当該証書発行事業者の登録抹消後、認証を取り消すことができる。機構が熱量の認証を取り消した場合には、速やかにホームページにこれを掲載する。

既に発行されている証書については、その必要がなくなるまでグリーン熱証書販売・所有報告を継続しなければならない。

(3) 証書発行事業者が、契約を締結しないにもかかわらず「証書事業の廃業届出書」(附属書 20)により機構に届出がない場合には、機構は文書で日時を特定して「証書事業の廃業届出書」(附属書 20)の提出並びに「グリーン熱設備認定証」(原本)の返却を求めることとする。それでもなお提出がない場合には、機構は当該証書発行事業者が廃業したとみなし、当該証書発行事業者の登録を抹消するとともに、その旨を機構のホームページにて公表するものとする。

また、当該証書発行事業者が証書化していない認証済熱量については、認証を取り消すとともに、ホームページにて公表するものとする。

以上

附 則 (2018 年 8 月 1 日制定)

1. この要領は、2018 年 8 月 1 日より施行する。